

仕 様 書

契約件名 秋田運輸支局高圧機器更新工事

工 期 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

場 所 秋田県秋田市泉字登木74-3

秋田運輸支局

1. 工事内容

受注者は、秋田運輸支局の車検場電気室内に設置された高圧機器に関して、以下の更新工事を行うこと。

- (1) 静止型過電流継電器3台 (T:5・L:2・I:30A×2台、T:4・L:1・I:20A×1台) を更新すること。
- (2) 高圧地絡方向継電器1台 (0.2A・0.2S・5%) を更新すること。
- (3) 電動ばね操作真空遮断器3台 (7.2kV・400A・8kA×2台、7.2kV・400A・12.5kA×1台) を更新すること。
- (4) その他、付帯する工事一式を執り行うこと。

2. 養生及び安全の確保

- (1) 受注者は、工事に必要な機材等の搬入・搬出に当たっては、事前に適切な養生を行い、既存の施設、物品等に損害を与えないよう十分に注意すること。
特に、来庁者及び職員に危害を与えないよう特段の配慮を行うこと。
- (2) 受注者は、工事に当たり既存の施設、物品等に損害を与えた場合は、受注者の責任において直ちに修復あるいは代替品をもって弁償すること。
- (3) 受注者は、資機材及び残材等近隣への飛散を防止すること。また、資材置き場の立ち入り禁止対策を行うこと。
- (4) 受注者は、構内で接触事故の無いよう最徐行運転を行う等十分に注意すること。

3. 監督及び検査

(1) 監督

受注者は、本仕様書の各事項に不明の点がある場合は、発注者の指定する監督職員と打ち合わせのうえ、その指示に従うこと。

(2) 検査

受注者は、工事を完成させたときは、その旨を発注者に通知し、発注者の指定する検査職員の検査を受けなければならない。

なお、受注者は、検査の結果、不良個所を認めたときは直ちに交換若しくは補修しなければならない。

4. その他

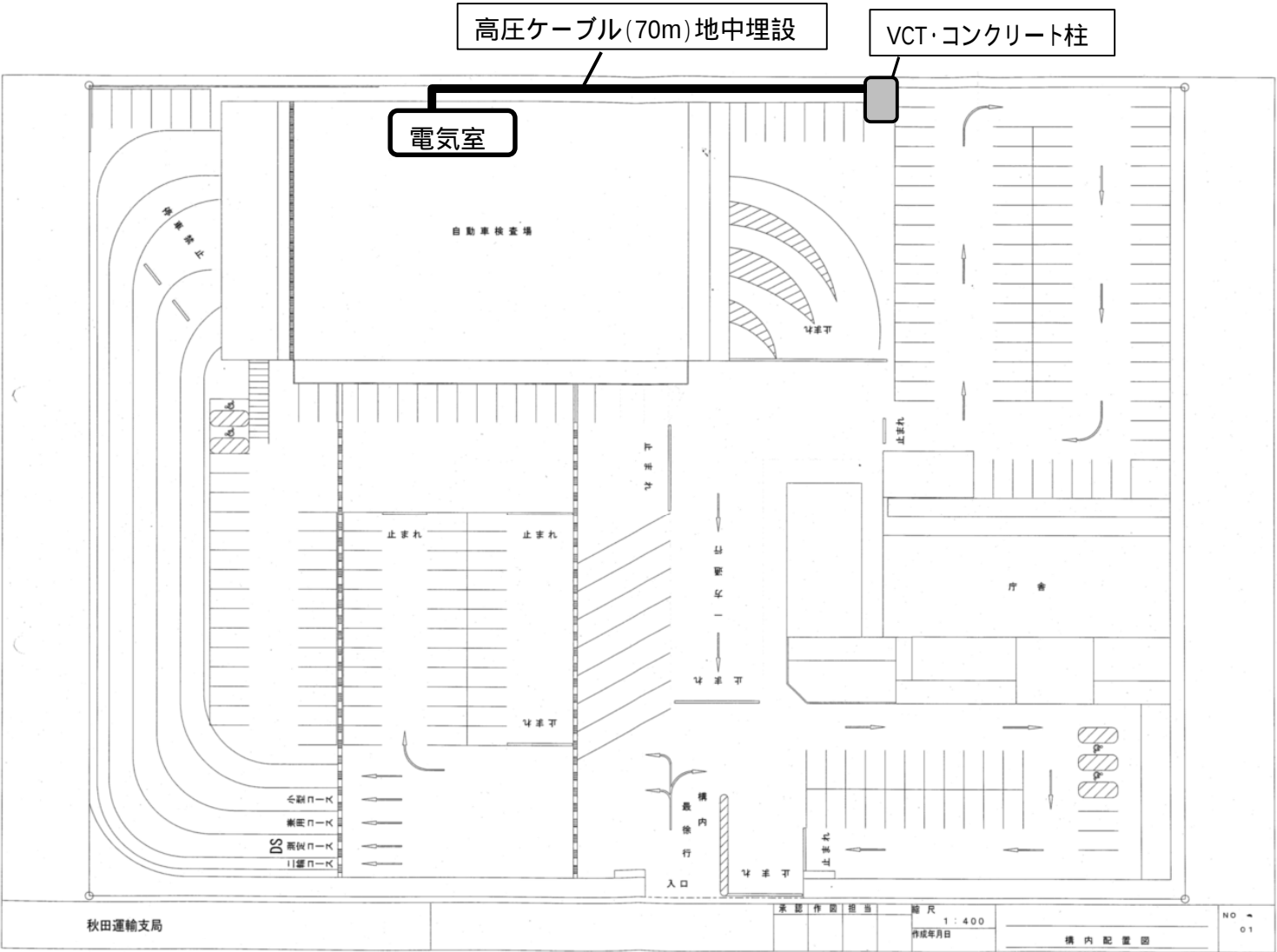
- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに工程について監督職員あて連絡すること。なお、停電を伴う作業は土日祝日に行うとともに、具体的な日程は監督職員と調整すること。
- (2) 受注者は、工事を頭書に掲げる工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとする。
- (3) 受注者は、工事に当たり事前に監督職員と十分な打ち合わせを行い、業務に支障を来たさないよう十分な配慮を行うこと。
- (4) 受注者は、工事に伴って発生した廃材は適法に受注者の責任において完全に処分すること。
- (5) 受注者は、本工事における電気設備工事に伴い電気主任技術者の立ち会い等が必要となる場合は、請負代金に当該費用を見込むこと。
- (6) 受注者は、本工事施工に必要な官公署その他に対する諸手続きを、遅滞なく行うこととし、かかる費用は受注者の負担とする。
- (7) 受注者は、本工事を当該仕様書に基づき施工するものとする。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事共通仕様書」等ならびに諸関係法規及び規則に準拠し、安全かつ円滑に施工すること。その他必要事項は、監督職員の指示に従うこと。

工事内訳書

名称	摘要	数量	単位
静止型過電流継電器	T:5・L:2・I:30A	2	台
静止型過電流継電器	T:4・L:1・I:20A	1	台
高圧地絡方向継電器	0.2A・0.2S・5%	1	台
電動ばね操作真空遮断器	7.2kV・400A・8kA	2	台
電動ばね操作真空遮断器	7.2kV・400A・12.5kA	1	台
雑材料・消耗品		1	式
機械器具損料	高所作業車	1	式
竣工検査		1	式
産業廃棄物処分		1	式
労務費	休日 日中	1	式

※電気主任技術者の立ち会い等が必要となる場合は当該費用も見込むこと。

※その他管理費、法定福利費、諸経費等、必要となる費用についても見込むこと。



秋田運輸支局

案	題	作	図	担	当

縮尺 1:400
作成年月日

構内配置図

NO. 01

単線結線図

